

天童市議会基本条例施行規程

平成26年3月27日議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、天童市議会基本条例（平成26年条例第14号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(議会報告・意見交換会)

第2条 条例第6条第3項の規定による意見交換を行う場（以下「議会報告・意見交換会」という。）は、年2回開催するものとする。

2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、議会運営委員会の協議を経て、議会報告・意見交換会の開催回数を変更することができる。

3 前2項に定めるもののほか、議会報告・意見交換会の実施に関し必要な事項は、議会運営委員会の協議を経て、議長が決定する。

(議案に対する賛否の公表)

第3条 条例第7条の規定による議案に対する各議員の賛否の公表は、天童市議会報及び天童市議会ホームページに掲載する方法により行うものとする。

2 公表の詳細については、広報委員会の協議を経て、議長が決定する。

(予算及び決算の審査に係る説明資料の請求手続)

第4条 条例第9条の規定により予算又は決算の審査に係る説明資料を求めるときは、予算（決算）資料請求書（様式第1号）により請求するものとする。

2 前項の規定による請求は、各会派からの申入れにより、議会運営委員会の協議を経て、議長が決定する。ただし、議会運営委員会は、正副委員長に委任することができる。

(政策等の形成過程に係る説明資料の請求手続)

第5条 条例第10条第1項の規定により、政策等の形成過程に関する説明を受ける際に資料を求めるときは、政策等の形成過程説明資料請求書（様式第2号）により、市長その他執行機関に対し、請求するものとする。

2 前項の規定による請求は、常任委員会若しくは特別委員会の協議又は各会派からの申入れにより議会運営委員会の協議を経て、議長が決定する。

(検証)

第6条 条例第11条第1項に規定する検証は、議会運営委員会で行うものとする。

2 前項の検証の結果は、天童市議会報及び天童市議会ホームページで公表するものとする。

3 公表の詳細については、広報委員会の協議を経て、議長が決定する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

第 号
年 月 日

天童市長 様

天童市議会議長 印

予算（決算）資料請求書

天童市議会基本条例第9条の規定に基づき、予算（決算）審査に必要な下記の資料について提出を求めます。

記

会計	入出	款	項	目	必要とする資料の内容

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

天童市長（行政機関の長） 様

天童市議会議長 印

政策等の形成過程説明資料請求書

天童市議会基本条例第10条第1項の規定に基づく政策等の形成過程の説明の際に、下記の政策等について同項第1号から第6号までの資料の提出を求めます。

記

資料提出を求める政策等